

第13回パーソナルデータに関する検討会 議事要旨

日 時：平成26年12月19日（金）16：30～18：30

場 所：中央合同庁舎8号館 1階 講堂

出席者：宇賀座長、伊藤委員、佐藤委員、鈴木委員、滝委員、長田委員、松岡委員、
森委員、安岡委員、山本委員

山口 IT 政策担当大臣

平内閣府副大臣

総務省 総合通信基盤局 消費者行政課、

総務省 行政管理局 情報公開・個人情報保護推進室

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

消費者庁 消費者制度課

特定個人情報保護委員会

内閣官房 IT 総合戦略室 遠藤政府 CIO、向井副政府 CIO（内閣府大臣官房番号
制度担当室長）、二宮次長、吉川次長、濱島参事官、犬童参事官、瓜生参事官、
岡本企画官、楠政府 CIO 補佐官

1. 開会
2. 山口 IT 政策担当大臣あいさつ
3. 法案骨子案について
4. 行政機関等の検討状況について
5. 報告事項
6. 閉会

<資料>

- 【資料1】 個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）の骨子（案）
- 【資料2】 「行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」検討状況について（総務省提出資料）
- 【資料3】 次期通常国会で個人情報保護法等と一括改正を予定しているマイナンバー法改正関係について（案）（内閣府提出資料）

（参考資料1） パーソナルデータに関する検討会の開催について（改定）

（参考資料2） パーソナルデータに関する検討会 名簿

（参考資料3） パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱（平成26年6月
24日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略
本部）決定）

- (参考資料 4) 「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するパブリックコメントの募集結果について(平成 26 年 10 月 7 日)(抜粋)
- (参考資料 5) 宍戸委員意見書(宍戸委員提出資料)
- (参考資料 6) 新保委員意見書(新保委員提出資料)
- (参考資料 7) 長田委員意見書(長田委員提出資料)
- (参考資料 8) 佐藤委員意見書(佐藤委員提出資料)
- (参考資料 9) 根本委員意見書(根本委員提出資料)

1. 開会

[事務局より、パーソナルデータに関する検討会開催についての宣言及び、参考資料 1～参考資料 3 についての報告あり]

2. 山口 IT 政策担当大臣あいさつ

本日は、年末の大変お忙しい中、宇賀座長を始め委員の皆様にお集まりいただき本当に感謝申し上げます。

また、傍聴も大変大勢の皆様においでいただき、本当に感謝申し上げます。

本年 6 月に、パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱を IT 総合戦略本部で決定させていただいた。3 カ月という非常に短い期間ではあったが、座長を始め、委員の皆様方が精力的に議論を賜り取りまとめることができた。改めて厚く御礼申し上げます。

パーソナルデータの利活用については、新ビジネス、新サービスの創出等にもつながっていくもので、政府の成長戦略においても産業再興に資するものと位置づけされている。

大綱策定を受けて、先の臨時国会においては、私から所信表明の中で個人情報及びプライバシーを保護しつつ、パーソナルデータの利活用を促進するための取り組みを着実に推進していくという発言もさせていただいた。

当該大綱は IT 総合戦略本部において決定の後、1 カ月間、パブリックコメントを実施して国民の皆様から多くの御意見をいただいた。また、データ利活用により産業の成長に貢献する企業などへのヒアリング等もさせていただいた。加えて、大綱策定後、個人情報漏えい事件に端を発した名簿事業者による個人情報の流出が問題視をされたわけであるが、この事案への対応についても検討させていただいた。

本日は、これまで作業してきた内容をパーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子案として報告させていただく。本日、皆様からいただく御意見も参考にさせていただいて、来年の通常国会への個人情報保護法等改正法案の提出に向けて作業を進

めていきたいと考えているので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、私もずっと出席させていただく予定であったが、官邸で会議が入ってしまったので中座をさせていただくことお許しいただきたい。何とぞ御議論をしっかりと賜るように、改めてお願いをして挨拶に代えさせていただきたい。

3. 法案骨子案について、4. 行政機関等の検討状況について

(宇賀座長)

本日は、委員から意見書が提出されているので、あらかじめ欠席の連絡をいただいている宍戸委員、根本委員の意見書については事務局より代読をお願いします。また、長田委員、佐藤委員、新保委員は議論のテーマの際に資料に基づいて意見をいただくようお願いする。

[意見書を事務局より代読]

[資料3について事務局より説明、資料4を総務省より説明]

(宇賀座長)

それでは、これから40分程度、議題の(3)と(4)について意見交換を行いたい。初めに、議題の(3)の法案の骨子案について御意見、御質問等があれば御発言いただきたい。

では、佐藤委員どうぞ。

(佐藤委員)

私は意見書を参考資料の8として出させていただいている。それに基づいて簡単に意見を述べさせていただく。

まず、冒頭に書かせていただいたが、「個人情報の定義の明確化」に関しては、大綱ではグレーゾーンにかかわる情報として身体的な情報などという記載があり、その「等」のところに関して、技術検討WGの構成員の方には非常に熱心に御議論いただいた識別子などの情報が含まれることになった。その点に関して非常に高く評価をしている。感謝申し上げます。

ただ、その一方で、グレーゾーンを構成している情報というのは識別子、身体的な情報だけではなく、いわゆる購買履歴、移動履歴にかかわる部分でも、個人の特特定ができてしまう情報も含まれるので、引き続き御検討いただきたい。

また、保護範囲が広がるということの一方で、事務局は当初、準個人情報という形で個人情報よりも緩い保護を前提にして、保護をそれほど厳密にしなくてもよい情報に関しては、緩い規制というものを検討されてきた。実際に保護される個人情報というものの保護

基準というのは一律である必然性はない訳であるので、情報に応じた保護というものも引き続き検討いただければと思っている。

続きまして、ページを1枚めくっていただいて、「匿名加工情報に関する規定の整備」について意見を述べさせていただく。ここに関しては、正直申し上げると若干大綱と齟齬があるのではないかとと思っている。大綱では、事務局から説明があったが、「個人が特定される可能性を低減したデータ」と呼んでおり、大綱における説明では、「個人の権利利益の侵害を未然に防止する」という説明であった。そして、「個人の権利利益の侵害を未然に防止するための本人の同意が必要とされる趣旨を踏まえつつ、パーソナルデータの利活用の促進をするために、一定の規律の下で原則として本人の同意が求められる第三者提供等を本人の同意がなくても行うことを可能とする枠組みを導入する」。

それで、ここからが問題だが、「具体的には、「個人の特定性を低減したデータ」への加工と、本人の同意の代わりとしての取扱いに関する規律を定める。」とある。それで、匿名加工情報の規律というのは本人の同意の代わりになる規律というものが必要となるわけだが、この骨子案の規律を見る限り、個人本人の情報の提供という点では本人同意の代わりになり得るのか疑問である。

一般的に、第三者提供における本人同意では、提供先の情報というものを本人に何らかの形でわかるようにするわけだが、その部分が手当てされていないので、その意味では大綱の趣旨、「本人の同意の代わり」には残念ながらなっていないのではないかという疑問を持っている。

それで、この問題というのは大綱における趣旨との齟齬という点以外に、匿名加工情報の運用においても、非常に深刻といってもいいかもしれない問題になり得る可能性がある。

本検討会の技術検討WGで今年の5月に出した報告書でも指摘したことだが、匿名加工情報というのは外部情報との照合による特定の個人の識別性を完全に排除した情報ではない。つまり、外部情報と突き合わせればどこの誰かわかってしまうという情報である。それを第三者提供するわけなので何らかの規律が必要で、そこで導入されたのが受領先で個人を特定しないということである。

ただ、問題は、受領先でその個人を特定していないということの監視性が極めて低いことである。技術検討WGではそれを補完する意味で、この匿名加工情報を提供するときには提供先の情報、つまり提供先の事業者を何らかの方法で、一つには技術検討WGで考えていたことは、第三者機関に提出して第三者機関がそれを公開するということであった。提供先がわかるようにしておかないと、個人は自分の情報が匿名加工情報によってどこに行ったのかというのがわかり得ないし、第三者機関でもわかり得ない。それでなくても監視性が非常に低い制度なのに、自分の情報がどこに行ったのかわからない状態で不正に特定されている状況ということがわかるのか。

それは第三者機関に関しても同じで、第三者機関もその情報がどこに流れているかという、いわゆるトレーサビリティが担保されていない状態で、事業者が正しく匿名加工情

報を取り扱っていない場合でも、それがわかるのかというと、疑問を持たざるを得ないだろう。

もちろん、ビジネスの観点からいうと提供先の事業者名を何らかの形で示すということはビジネス上よろしくないという意見があることは私も重々承知しているが、現行の同意に基づく第三者提供では、その提供先の事業者名などは個人本人に見せている。その観点からは本来公開されていた情報である。

さらに、その大綱では同意に代わるものとして、と言っているわけだから、そこの御意見というのはわかるが、若干大綱の趣旨や同意の代わりになり得るかという点で、やや不十分な、そういう意味ではその理屈というのは成立しないような気がしている。

もちろん、ビジネスという観点からいうと今の御指摘はひとつ考えられるが、その提供先の情報、つまりどこの誰に匿名加工情報を渡したのかという情報がないと、不適切な取り扱いをしている事業者提供しているのではないかなど、逆にビジネスに差し障る点も出てくるかと思う。

それで、骨子案で起きることを想像していただきたいが、消費者個人から見れば匿名加工情報という同意なしで皆様の大事な個人情報を買って、さらにその「不正に個人を特定する」ということが見つけにくい制度がある。その制度を利用できる国内事業者よりも、第三者提供においては本人同意をとらなければならない外国の法律に基づく海外事業者のほうが信頼できるというふうな考えてしまうと、国内事業者にパーソナルデータを渡さないということになってしまう。国内事業者は利活用が進まなくなってしまうという恐れがある。

また、日本が仮にEUのパーソナルデータ保護の保護基準の認定を狙う場合には、骨子案の取り扱いだと認定をとるのが非常に難しくなるのではないかという恐れも持っている。

もう一点だけ、利用目的以外の制限が骨子の6ページにあるが、そこに関しても大綱と若干意味が違ってきているのではないのでしょうか。当該部分は大綱の11ページにあったが、「検討に当たっては、本人が十分に認知できない方法で、個人情報を取得する際に特定した利用目的から大きく異なる利用目的に変更されることとならないよう、実効的な規律を導入することとする。」とある。

問題なのは、大綱では個人情報を取得する際に特定した利用目的から大きく異なる利用目的の変更は制限すると言っているが、法改正案骨子では、その利用目的に応じてこの場合は許す、この場合は許さないということが述べられていない。それが第三者委員会がつくる規定に盛り込まれるのならばいいが、仮にそうした規定がないとすると大きく異なる目的にも利用を許してしまう。

例えば、防犯カメラで防犯目的に撮った顔画像をマーケティングで使っているのか。骨子を読む限りは、それができてしまうわけで、やはり何らかの対策を立てておかないと、消費者の不審が高まってしまう。

(宇賀座長)

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

では、長田委員どうぞ。

(長田委員)

今、佐藤委員から指摘があった利用目的の変更についての確認をさせていただきたい。事前の説明を伺っていて、骨子案もまた拝見して少し確認をしたいと思う。

まず、私どもは前の会に当たる12回の際に、この利用目的変更時の手続の見直しについては、オプトアウトで本人の同意なく変更できるようにするという措置の導入には反対した。その後、大綱に、今説明があったように、「利用目的から大きく異なる利用目的に変更されることとならないよう、実効的な規律を導入する」という条件をつけていただいた。これが、今回の骨子のところでその条件が達成できるようになっているのかというのがまず読み取れないということ。

それからもう一つ、少し見ていて思ったが、法律が改正されて制度が始まり、その後に、変更があり得るよとって通知をし、公表した事業者が個人データを取得しているとする。その際に、例えば第三者提供しないと当初書いてあったものが、利用目的の変更で、オプトアウトで第三者提供することに変えるというのは、私にとっては非常に大きな変更になるわけだが、その場合に、その利用目的を変更する前に取得していたデータも利用できるというようにこの骨子で読むのか。それはできません、オプトアウトによる第三者提供は、その利用目的の変更があった後に取得したデータだけが利用できるというように書いてあるのかというところを、端的に回答いただきたい。

(宇賀座長)

それでは、これは質問ですので事務局のほうからお答えをお願いします。

(事務局)

1点目について、本人が十分に認知できない方法で取得する際に、特定した利用目的から大きく異なることのないようにするということなので、その方法については、先ほどの資料1の6ページ目で説明させていただいたが、実際に本人が十分に認知できないところで大きく変更しないようにするために、本人がしっかり認知できるやり方について規則でしっかり定める。本人が十分に認知できる手段というものを確保した上で利用目的変更をしていただくという形で対応してはどうかと考えているところ。

2点目については、今、参考資料7を拝見しながら話を伺っていたが、議論としては「大きな目的の変更」の中に第三者提供が入るのかということを確認したいのかということによろしいか。

(長田委員)

その前に、利用目的変更の前に取得していたデータというものがある。結局、第三者提供しないといって集めていたものが、それから第三者提供の相手先が非常に大きく変わった場合、全然違う医療分野のもの、事業者至今已では出していなかったが出すことになった場合に、利用目的の変更前に取得していたデータもそのまま提供できるものというふうを読むのか。

(事務局)

オプトアウト規定の読み方について、まず取得時点に将来変更があるということを本人が認識した上で取得する情報について、オプトアウトは可能となるので、そのことをやっている情報であれば可能であるし、事前の取得の段階でそのことをしていない情報については、それは使ってはならないという読み方になると思っている。

そうすると、これまで集めた情報について、これまで利用目的の変更がそのことをするというを事前に通知した上で取得した情報については全部使えなくなるかというのがこの次に議論としてある。もしも何か対応が必要であるとすれば、何かしらの法的な措置を追加していかないといけないと思っているが、それについて、今はまだ検討中という段階。

(宇賀座長)

では、滝委員どうぞ。

(滝委員)

マイナンバー制度が、IT利活用が、国民生活に莫大な利益をもたらすことは間違いない。

クラウド技術の発展とともに、インターネットは「人」だけでなく物を含めた「こと」に関わる新たな状況になりつつある。そうした中で、日本にとってITサービス利活用の遅れを取り戻すことは、国民個人の豊かな生活を進展できるか、世界をリードする産業推進を図れるかなどの重要な鍵であると思う。インフラが世界一級なのに、その利活用に関して大変遅れている。特に、国民が受けるべき利益を受けられない状態にあるということに非常に危機感を覚えている。

パーソナルデータの健全な利用は国民個人にとってメリットのあることである。今回の検討会での方向はセキュリティー技術の発展にもつながり、より豊かなサービスの位置づけをもたらすと思っている。

例えば、今のままでも銀行の不正送金被害は上期比較で今年は去年の9倍に増えている。パーソナルデータやマイナンバーの新たな環境は、国民生活の安全向上面でも活用すべきである。特に最近、韓国あるいは台湾の人から、日本はすばらしいインフラを持ちながらももったいないとよく言われるのはこの辺の事かと思う。

匿名加工などの適切な規律は必要であるが、パーソナルデータを使いやすくして、その

有用性をユーザー自身がわかりやすく実感できるような努力も必要である。そのためにも、個人情報保護委員会が公平・公正で強力な体制で活動されるべきであることは言うまでもない。

(宇賀座長)

では、安岡委員どうぞ。

(安岡委員)

4点ほどある。

1点目は、先ほどの長田委員の資料の過去データに遡及するののかという点について、これを実際に行う場合は移行措置の観点もある。極端にいうと、過去データを全て使えなくなってしまうと、新旧2つの利用目的の承諾タイミングを境にデータベースを管理しなければいけなくなる。例えば、データベースにカラムを1個増やして、そこにチェックをつけなければいけなくなるなど、データ量が大きいところでは、かなり大変になると考える。例えば、この時点から利用目的を変更する旨があることを明示した上で取得したデータについては、新たな制度を利用可能とするなど、ぜひ検討していただきたい。

2点目は、「個人情報の定義の拡充」の箇所。個人が特定できれば、個人情報として新たに位置づけるのは問題ないが、他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個人を識別するものということになると、曖昧な顔認識データは個人情報なのかというところに疑問が生じてくる。政令などに記載する場合は、どの程度の粒度のものになるのかということも含めて、本当にその情報だけで個人が特定できるのか、また、先ほどの携帯電話番号についても変更される可能性があるので、継続的に変わっていないものとするなどの注記をつけて特定していただきたい。

3点目は、匿名加工情報に関して。「届け出た上で」という記載になっているが、この届け出る項目は何なのか。企業秘密になっても困るので、そこは明確にしておいていただきたい。

最後に4点目は、データの消去に関して。これは努力義務なのか、マストなのかという点は明確にしておいていただきたい。事業者のシステム上、消そうとしても消すことができない情報もあると事業者の方から聞いている。骨子では「努めなければならない」という表現であるので努力義務と受け取っているが、その辺は明確にしておいていただきたい。

(宇賀座長)

ありがとうございました。

では、森委員どうぞ。

(森委員)

匿名加工情報について、簡単に4点申し上げる。

まず、先ほど佐藤委員の意見にもあったが、大綱と変わっている箇所がある。大綱の10ページで、加工方法について民間団体が自主ルールを策定し、第三者機関が認定を行うことができるがあったが、その部分がなくなっている。結果として、加工方法の安全性を確認するという手続が抜けているのではないか。そこをやっていただきたいということが1点。

それからもう一つ、資料1の4ページ目の(ウ)のところ。ここで、いわゆる再特定の禁止義務のことが書かれており、4ページ目の(ウ)の2行目であるが、本人を識別するためにこれこれの情報を取得し、これこれの情報と照合してはならないというふうに書かれている。これでいいと思うが、法文のことであるが、どちらかといえば本人を識別することがいけないわけであり、むしろ逆にこれこれの情報を取得し、これこれの情報と照合するなど、本人などを識別し、またはそのおそれのある行為をしてはならないとされるべきではないかと思う。

それは形式的なことで、ここからは実質論であるが、この部分は重い規制でよいと思う。直罰でもよいと思う。なぜならば、こういう行為が直接プライバシー侵害のおそれのある行為であるというだけではなくて、年々進化する技術を背景にして、「ほら特定できた」と宣言するようなことが非常にその利活用を妨げる原因にもなっているため、その規制は重い規制でよいと思う。

それからもう一点、最後に匿名加工の過程で情報を落としていくと、やがては完全に安全な情報となるので、そういう場合にもこういう義務が残っているのは少し面倒なことであるし、事業者としてもそういうものについて届出義務があるとは普通考えないので、そのことについて、これはもしかしたら委員会の規則かもしれないが、どこかで対処していただく必要があると思う。

(宇賀座長)

ありがとうございました。

では、松岡委員どうぞ。

(松岡委員)

資料1の8ページの(3)の「個人情報データベース提供罪の新設」というところ。提供罪の新設というのはいいことだと思うが、ここに罰を受ける人が「データベースを取り扱う事務に従事する者又は従事していた者」という、そこに限定されているようなので、その他のハッカーのような形で入った人は罰せられないのか。それから、「不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する」となっているが、必ずしも利益を図るのを目的だけではない人たちもいる。興味でやる人とか、いろいろ違う目的でやる人がいると思うが、そういうのはこの提供罪にはひっかからないのかということを質問したいと思う。

(宇賀座長)

では、これは質問ですので事務局からお答えをお願いします。

(事務局)

現在のところ、案ベースであるが、元々の発生した事案（ベネッセ）を念頭に置き、このような「事務に従事する者又は従事していた者」という規定としている。したがって、この部分から直接ハッカーというようなものを読み取るということにはなっていない。

それから、もう一つ御指摘の図利目的以外ということについて、興味というようなお話であるが、その点についても同様であり、ここで念頭に置いているものも発生した事案を想定していることから、興味本位とか、そういったものに対しての可罰性は見えていないということである。

(松岡委員)

これはぜひ入れてほしいと思う。

(宇賀座長)

では、森委員どうぞ。

(森委員)

私も賛成である。1点補足すると、これは多分行政機関法の罰則の影響だと思うが、もう少しお話を聞いてからのほうがいいのかもわからないが、どちらかという個人的には不正競争防止法の営業秘密侵害罪の要件を緩和するほうが意義がある。それは、事業者にとっても、データベースによってプライバシーを侵害される本人にとっても意義があると思うので、そちらのほうで考えていただくと、そうすると図利加害目的ということでその加害目的も入ってくるし、もう少し広くいけるのではないかと思う。

(宇賀座長)

では、山本委員どうぞ。

(山本委員)

資料1の4ページの匿名加工情報について、佐藤委員がおっしゃった懸念は確かに懸念としてあると思う。

ただ、これはかなりビジネスの中核に触れるところなので、全て公表となるとやはりこれは相当厳しいルールになるかと思う。

ただ、そうはいつでも何か事故が起こったときに、やはりこれはトレースできないとい

けないということがあるので、そういう意味では記録することを義務づけるとか、そういったことが最低限いるのではないかと思う。

それから、質問がある。この匿名加工情報はパーソナルデータの取り扱いに関する法律、つまり個人情報保護法の対象情報である。ここで非常に重要なことは、この情報を盗まれてしまうとどうなるかわからないわけであるから、この情報に関しても個人情報と同じような安全管理義務がかかっているというふうに理解してよろしいか。

(事務局)

おっしゃるとおり、安全管理義務はかかる。なぜかと申しあげると、先ほどありました、渡す先には明示をしてちゃんと義務がかかる以上、まさに盗まれてそれが勝手に流通することを防止することが必要であるので、そういう匿名加工情報についてもしっかり安全管理していただくのが義務だと考えている。

(山本委員)

理解した。ここに、方法だけは「情報の漏えいを防止するため」とわざわざ書かれているので、それ以外の情報漏えいの防止がひょっとすると余り重視されていないのかなという懸念があったので質問させていただいた。

(宇賀座長)

鈴木委員、どうぞ。

(鈴木委員)

関連して、聞き逃したのかもしれないが、今の4ページの(ウ)である。「照合してはならないこととする」と、禁止規定があるというのは当然なのであるが、これを担保する直罰規定は用意される予定なのか。

(事務局)

現在、直罰規定を用意する予定はない。

(鈴木委員)

罰則による担保はないということか。間接罰はあるということか。

(事務局)

間接罰はある。

(宇賀座長)

では、長田委員どうぞ。

(長田委員)

先ほどの利用目的の変更のところ、少し理解が遅かったのですぐに反論できなかったが、そうすると大綱のときに書き加えていただいた「大きく異なる利用目的に変更されることとならないよう」というところは完全に無視ということなのか。一応通知、または本人が容易に知り得る状態にさえ置けば、大きな変更もオプトアウトでできるというふうにこれを読むということで、それだと大綱で書いていただいたことが全然実現していないので、これは非常に問題だと思う。

(事務局)

この大綱の文章の読み方であるが、その当時の話というのがなかなか私もはっきり思い出せないが、文章をそのまま正しく読むと、「本人が十分に認知できない方法で、大きく異なる利用目的に変更されることとならないよう」となっているので、逆の言い方をすると、本人が十分に認知できている大きな利用目的変更であれば、それからしっかりこうした手続きができていれば、ある一定程度は個人の権利利益の侵害にはならないだろうという読み方もあるのではないかと考えており、それは大綱の主旨は確保できているのではないかと考えている。

(長田委員)

もし本人が十分に認知できる状態で置くということであれば、オプトインにしていればいいのではないかと思う。これをあえてオプトアウトでやるのが規制緩和だということであれば、それはつまりそこを狙っているとしか読めないで、もう一度検討していただきたいと思う。

(宇賀座長)

それでは、次に行政機関のほうに移りたいと思うので、この議題の3につきましては森委員で最後にしたいと思う。

(森委員)

簡潔に申し上げる。

質問である。資料1の8ページの(2)で「第三者提供に係る確認及び記録の作成の義務付け」、これはいい規定だと思うが、(ア)が第三者提供をするときに提供先がこれらを確認して記録、(イ)が第三者提供をするときに提供元がこれらの記録を作成ということで、(イ)には提供先の氏名が入っているが、(ア)には提供元の氏名が入っていない。これは条文上そうであるが、「等」とかあるので、そこでその提供元の氏名が記録対象となるのか

ということが1つ目の質問である。

もう一つの質問は、これによって作成された記録の内容が25条1項の開示請求の対象になると考えていいかどうかということ。

(宇賀座長)

では、事務局のほうから回答をお願いします。

(事務局)

まず1点目については、まさに先ほど申したが、細かいところは規則で定めることを考えているので、当然のことながら取得した経緯を確認するとなれば、他の事業者から取得したとか、そのようなことは記録として残るだろうと考えているところである。

2点目の25条の開示請求の対象について、今回25条の対象の項目につきまして改正はしないので、まず25条で書かれている開示対象の情報に当たるかどうかについては検討した上で対応したいと思っている。

(宇賀座長)

では、鈴木委員どうぞ。

(鈴木委員)

利用目的の変更のオプトアウトのところであるが、ここはしっかりやらないとOECDの原則にすら反しかねないところがある。今後国際協調を図っていく、それによって経済成長を図るといふときに、目前の国内市場だけを見ているような事業者の意見のためにいたずらに後退すると、国際的なビジネスにおいてかなり大きな影響を与えかねない。したがって、原則遡及しないというところを確認しなければならないという点が1点。

事業者団体からも、立法事実をベースにきっちり議論したいということのを再三言われてきたところであるから、抽象的にこの問題を議論するのではなく、具体的に何をやりたいのかという事案を示した要望をしっかりと出していきたい。その上で、本当に利用目的の制限をオプトアウトで認めていいのか、変更以前のデータまで新利用目的で全部取り扱わねばならない必要性がどこまであるのかを具体的に皆で議論していかないと行かない。やはり法律が許しても道理にあわないところは消費者が大きく騒ぐことになる。事業者にとっても何ら消費者との信頼関係の形成に資するところがない。オプトアウトで穴を空けてしまおうという安直な発想はそもそもだめだということを確認したい。

取得するときに第三者提供しませんと言って集めておいて、オプトアウトで第三者提供する。「だます気満々系」と私たちは言っているが、こういう潜脱が許されるようではよろしくないのでは、どうしても必要なM&Aの場合などに、ぎりぎり絞って本当に必要だという具体の事案があれば、それについて考えようというぐらいの対応ではないかと思っている。

(宇賀座長)

それでは、この議題につきましては伊藤委員で最後にしたいと思う。伊藤委員、願います。

(伊藤委員)

先ほどの滝委員の御意見に大賛成である。

1つだけ、このパーソナルデータの利活用に関する制度改正というのは始まりであって終わりではないということで、必ず定期的な見直しをお願いしたい。

(宇賀座長)

それでは、もう一つのテーマの行政機関等のほうの検討状況につきまして御質問や御意見がありましたら願います。

では、佐藤委員どうぞ。

(佐藤委員)

皆様から御意見がないようなので、私は当事者でもあるので言いにくいところではあるが、総務省のほうでこの行政機関の個人情報の議論を進めている。

先ほど藤原座長から詳細な説明をいただいたが、第三者機関の位置づけとしては行政機関とのかかわりというのはEUの十分制条件とも非常にかかわってくるので、これはお願いということで、この委員会が今後あるのかどうか分からないが、法律をつくる上では行政機関のほうと調整をしながら進めていただきたいと思いますと思っている。特にEUの十分性条件というのは、ここの委員会、この検討会の一つの目標になっていたところなので、十分に情報交換をしていただきたいと思いますと思っている。

総務省側のほうでも非常に緻密に調べていただいているが、やはりプライバシーコミッショナー制度、いわゆる海外のプライベートコミッショナーなど関係があるのがこちらの委員会であるので、適宜、情報を入れていただければと思っている。

(宇賀座長)

他はいかがでしょうか。

では、鈴木委員どうぞ。

(鈴木委員)

まず3ページのところですが、案の検討のB案から入るといえるのは、行政の空白を回避し、まずは現実的なところから入るといえる考え方として理解できるところかと思う。

ただし、やはり理想的には、またガバナンスという観点からは、A案がきれいな形であ

り、A案の方がEUとの対応においてよりプラスに働くというのは当然の理解であろうと私は思っている。決して将来的にA案を排除するものではない。B案から入り、やがてA案へと第三者機関の権限を拡充するという方法もある。行政組織のありようの見直しということも将来的にはあり得るので、これはファーストステップだという理解のもとで、B案には一定の理解ができるかと思う。

特に藤原座長のほうからは、第三者機関の権限のあり方として、直接の執行など、勧告・命令などもあり得るかもしれない、今後検討課題だということをお伺いして、一応の納得性があると思う。

加えて、こうして具体の日程が差し迫り、来年の通常国会に改正法を成立させるというところに重きが置かれるという状況は十分に理解しているつもりだが、そもそもここに至る一連の取り組みは大きくはやはり社会保障制度を維持することを目的としていたのではなかったか。人口減少の中で団塊の世代がこれから後期高齢者に入ってきて、財政がかなり逼迫するという点を念頭に置いて行政の仕組みの効率化などのためにマイナンバーを導入してきたという経緯があった。その前捌きとして、法的プラットフォームともいえる個人情報保護法制をどう整備するかという問題意識の中で取り組んできた。財源確保という点においても当然、経済成長で国が潤う必要性を見ていかざるを得ない。そうした様々な視点の下で全体の制度設計を図るという流れであった。

そうすると、今回はこのあたりでしのごとしても、現実的には、すぐに医療データの活用の問題など大きな課題に直面する。マイナンバーを導入しても具体のユースケースがなければ決して予算を効率的に使ったり、国民の利便性が向上するというにはつながらないわけである。例えば、医療データ関連のユースケースを作るときには、毎度のことであるが、私立病院は厚労省の監督で個人情報保護法、市立病院は市の個人情報保護条例、県立病院は県の条例というように、いわゆる「2,000個問題」と呼んでいるが、2,000近くの省庁と2,000のルールが迫ってくる。これを捌きながら医療データ連携をするというのは本当に至難の業である。

そういうことで、とにかくユースケースをつくるときに阻害となるところを、これをきっかけに段階的に必ず直すのだという決意が必要だ。くどいがこれは第一段階である。目指すべきは、公的部門と民間部門の個人データの流通が円滑に行われるように全体が体系的に整合された法制度をつくることだ。

まず第一段階でやらなければならないのは、学校と病院を何とか早急に統一ルールにすることだ。なぜ東京大学と慶応大学が違う法律で規律されなければならないのか。なぜ民間病院と国立大学病院と県立病院が個人情報保護法と独個法と条例とに泣き別れにならねばならないのか。

この報告が示しているとおおり、2ページの上の特質のところの③④がもう既にあるとわかっているわけである。

権力行政の部分、処分性のある部分こそが行個法、独個法が本来的に分担すべきところ

であって、非権力的な③④のところは一般法である個人情報保護法に引き渡すなど、別表の判断基準を変え、法文が衝突するところは別途調整するなどして、とりあえず何とかしのぐところも検討すべきではないか。弥縫策だが命の問題は急がなければならない。マイナンバーのユースケースを立ち上げていくという観点からもひとつ考えねばならぬところかと思う。

それにつけても、条例2000個の放置は問題である。この会議とは別に提案しようとは思っているが「地方自治体の保有する個人情報の保護に関する法律」というような形で法律でひきとることも視野に入れて検討し、まずは公的部門の統一を目指して取り組みを継続していくべきではないかという意見である。

(宇賀座長)

他はいかがでしょうか。
森委員、どうぞ。

(森委員)

大ざっぱなことを申し上げて恐縮であるが、資料の3ページ目の「権限行使の「独立性」」のところを少し拝見していると、独立性と抽象的には書かれているが、いろいろな形が許容されているということのようなのである。こちら、つまりこの検討会、民間事業者の義務規定を検討している検討会の立場から申し上げれば、EUの充分性認定をとるためにある意味では保護のレベルを上げて、その限度で利活用が制約されるということもでてきている。

そのため、事業者が頑張っているところを行政機関法のほうでこれが十分でないから充分性認定はだめだというようなことになると大変悲しいということになるので、そういうところでの判断は保守的に進めていただきたいと思います。

(宇賀座長)

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、本日は特定個人情報保護委員会の堀部委員長においでいただいているので、堀部委員長から何か御意見いただけないか。

(堀部特定個人情報保護委員会委員長)

最初に事務局から参考資料1で説明があったように、特定個人情報保護委員会は事務局に入った。その前はオブザーバーとして参加していたのでいろいろ発言をさせていただいたが、今回、個人情報保護委員会ができる見通しが出てきたことについて若干申し上げたいと思う。

現在、事務局ということに位置づけられているが、昨年12月まで当検討会の座長として

見直し方針の策定に取り組んできたし、また本年の1月1日に特定個人情報保護委員会の委員長を拜命して、マイナンバー関係の適正な取り扱いについて日々取り組んでいるところでもある。

今回、こういう形で骨子案をまとめていただいた点について、宇賀座長を始め委員の皆様方、遠藤政府CIO、向井副CIOを始め、私は今は事務局の立場ではあるが、その御努力に対して心から感謝申し上げたいと思う。

私は諸外国の状況をこれまでもかなり検討してきており、そのうち多くの国で設立されている独立した第三者機関が我が国にも必要であるということは以前から主張してきた。我が国の個人情報制度が第三者機関の点で国際的に後塵を拝しており、いわば仲間外れの状況にあったことに危機感を覚えてきた。

そういうことを経験してきており、本年も10月に行われたデータ保護プライバシーコミッション会議はオブザーバーとして出ることができるようになったが、それでもまだ権限が限られているために仲間入りができないという状況にある。

今回の骨子案で、特定個人情報保護委員会を改組して個人情報保護委員会を設置することが明記されたことを見て、大変感慨深いものがある。個人情報保護委員会が個人情報の利活用を図りつつ個人情報を保護するという任務を全うすること、及び諸外国との、プライバシー外交という言葉を使っているが、これを積極的に展開することが重要であると考えている。

骨子案に記述されているような個人情報保護委員会の業務について、研究者としてこれまで研究をしてきたところ、改めて様々な問題を検討し、来るべき個人情報保護委員会の設置の準備に当たっていききたいと思う。

そのためにも、この個人情報保護委員会に与えられる業務を的確に行うことができるような体制を伴って設置されることを切に願っており、そのことはここにおられる皆様方も同様であると思うので、その点をお願いしコメントとさせていただく。どうもありがとうございました。

(宇賀座長)

本日の議題の(3)(4)につきまして非常に熱心に御意見いただき感謝申し上げます。

本日様々な御意見をいただいたので、事務局のほうではそれを踏まえて引き続き法案の作成作業を進めていただきたいと思います。

5. 報告事項

(宇賀座長)

それでは、議事次第に従い議事の(5)の「報告事項」について、内閣府大臣官房の番

号制度担当室からの説明をお願いします。

[資料5について内閣府番号制度担当室より説明]

6. 閉会

(宇賀座長)

それでは、最後に平副大臣から一言いただきたいと思う。よろしくお願ひ申し上げる。

(平副大臣)

担当の内閣府副大臣の平将明です。

本日は、年末のお忙しい中、宇賀座長を始め委員の皆様にお集まりいただき御礼申し上げます。

内閣府は会議ばかりしている役所であり、政務も冒頭挨拶して抜けるパターンが多いのだが、やはり最初から最後までいないと正直わからないということがあるので、私は極力、最初から最後まで話を聞くということを心がけているが、本日は本当に様々な視点から建設的な御意見をいただき本当に感謝申し上げます。私なりに、問題意識を持たせていただいた。

来年の通常国会で個人情報保護法の改正法案を提出するが、本日皆様からいただいた御意見をもとに、さらに精度を上げていきたい。政務のほうで責任を持っておこなってまいりたいと考えている。

本日は、本当にお忙しい中ありがとうございました。

(宇賀座長)

それでは、以上で本日の会合を閉会にしたいと思う。本日は、お忙しい中どうもありがとうございました。

以上